3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町内船字住ヶ尾一三九七三・字東ノ峯一三五四一・字相ノ山一三五二五・一三五二九・一三五四〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一三五二六、一三五三七から一三五三九まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇六の二九六・五〇七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町下部字回り澤四〇四、四〇五、四一〇から四一二まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町和田字釜下二八七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市行幸田字城山一五九九、一六一三、一六一四、一六三二、一六三三、一六四六の一、吾妻郡長野原町大字古森字曽利一九の一一、一九の一二、字平一八七の四、字洞一八九の四、東吾妻町大字本宿字湯ノ上三三三四の二六八から三三三四の二七〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び渋川市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町水沼字野口尾根二二六六の二、安中市松井田町土塩字小鳥谷三二七四の一、三二七四の二、字鵜越三二七六、下秋間字茨ケ谷津三三七八の一、三三七八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県八幡平市曲田三八三の一、三八三の四、三八四の三、三八四の八、三八五の八、三八五の九、四九七、五八五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）